

**森のなかヨックルの使用料別表
改正案を修正可決**

◆下川町環境共生型モデル住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

物価上昇、消費税増税等による施設運営費の増加を考慮し、利用料金等の規定を改正することにより、施設の安定的な運営とサービス向上に資することを目的として、3施設の条例を改正するものです。

主要内容については、利用料金の上限引き上げや、森のなかヨックルについて、予約金及び違約金の規定を追加するものです。

◆改正案の上限額は

美桑の宿泊体験料を「10,285円」から「20,000円」、五味温泉の宿泊料を、一人あたり「6,172円」を「10,000円」、森のなかヨックルの使用料をA棟であれば「5日まで1日7,200円」を「9日まで1日20,000円」とするものです。施設には設置の目的があり、他の公共施設使用料等改定と併せて検討すべきものと修正動議が提出され、森のなかヨックルの使用料別表を削除した修正案を可決。修正議決した部分を除く原案についても可決しました。



(上) 地域間交流施設「森のなかヨックル」
(中央) 環境共生型モデル住宅「美桑」
(下) 五味温泉



ことば

修正動議・・・ 原案に対し、議員が修正の提議を行うとき、提出する動議のことをいいます。

総務産業常任委員会意見（抜粋）

委員会審査報告の詳細はYouTubeから 



議案第1号 下川町就学前子どもの教育・保育等に関する条例等の一部を改正する条例

- 町は子育てや人材育成に力を入れている。保護者、現場の保育士及び教員等から組織する「（仮称）地方版子ども・子育て連携会議」を設置して、子育て案件を専門に検討すべきである。

議案第3号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

- 使用料等の改正について、税負担における公平性の観点を含めて、町民に速やかに周知すべきである。

議案第4号 下川町環境共生型モデル住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

- 施設にはそれぞれ設置した目的がある。経営の状況が異なるため、一体的に扱うことは適当ではない。
- 地域間交流施設は、他の公共施設の使用料等の改定が見込まれていることから併せて検討すべき。
- 今後の使用料等の改正には識見を有する第三者を入れて検討すること。

議案第6号 令和元年度下川町一般会計補正予算（第3号）

- 事務事業の執行にあたり、法令等遵守の認識が欠如している。今後は法令等を遵守する厳格な姿勢で町政を執行すること。
- 映画予算の支出に際し、覚書を交わす、または補助金等交付規則による所定の手続きを行うなど、適正な手続きにより支出すること。